

20 防災・減災、国土強靱化の推進

1 土木施設の防災・減災、国土強靱化の取組の強力な推進

【提案内容】

提出先 内閣官房、財務省、国土交通省

近年、激甚化・頻発化している自然災害による被害の防止・最小化を図るため、インフラの機能強化や、災害時に命を守るための体制強化等、国土強靱化実施中期計画に基づき、防災・減災、国土強靱化の取組を引き続き、強力に推進していく必要があることから、十分な支援を行うこと。

また、対策に必要となる予算を安定的に確保するとともに、補正予算については円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講じること。

◆現状・課題

近年、全国各地で甚大な水災害、土砂災害が頻発しており、令和元年の台風第15号や第19号では、本県でも記録的な暴風や大雨をもたらし、県内全域にわたって甚大な被害を発生させた。

また、昨年には最大震度7を観測する能登半島地震が発生するなど、大規模災害への危機意識が高まっている。特に本県は、首都圏に位置し、人口、資産、交通網等が集積しており、ひとたび発災すると被害の影響が大きいことから、自然災害への備えを加速させることが急務となっている。

国においては、平成30年度の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、令和2年の「5か年加速化対策」により対策を強力に推進しており、令和5年には国土強靱化基本法を改正し、「加速化対策」以降も「国土強靱化実施中期計画」に基づき、継続的に対策を推進することとしている。

こうした中、本県でも、水災害に対し、令和2年に近年の課題や教訓を踏まえた「神奈川県水防災戦略」を定め、河川、道路、砂防、海岸及び下水道といった土木施設の防災・減災、国土強靱化の取組を強力、かつ、重点的に推進してきた。令和5年には、事業内容を充実させるとともに、計画額を5割増とする改定を行い、更なる対策強化を図っている。

また、大規模地震に対しては、今年3月に、本県の被害想定を最新の知見に基づき見直すとともに、「誰一人取り残さない防災」を目指した新たな「神奈川県地震防災戦略」を策定し、減災目標の達成に向け、戦略的かつ重点的な防災・減災対策に取り組んでいる。

こうした本県における自然災害に対する取組を推進していくためには、「国土強靱化実施中期計画」に基づく十分な予算措置を含めた国の支援が不可欠である。

【河川】

本県では、「3か年緊急対策」や「5か年加速化対策」により、河川のハード・ソフト対策を集中的に推進し、堆積土砂の撤去や樹木伐採に着手に取り組んだ結果、氾濫の危険性が軽減されるなどの効果が現れているが、気候変動の影響を踏まえると、流域治水の取組を加速させる必要がある。

この取組を本格的に実践していくに当たっては、ハード対策を更に集中的に進め、早期に治水効果を発現させるとともに、円滑な避難のため、引き続き水位計や河川監視カメラの増設などのソフト対策を着実に進めていくことが重要である。

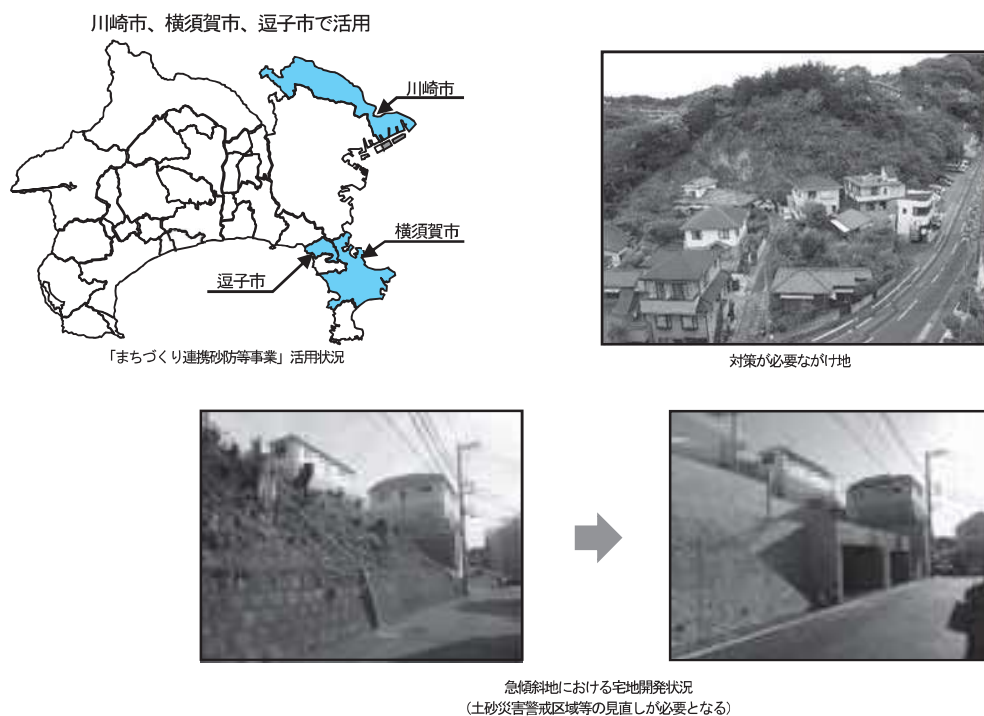
こうした河川のハード・ソフト対策の推進には、「国土強靱化実施中期計画」に基づく十分な国の支援が不可欠である。

【砂防】

本県では、「3か年緊急対策」や「5か年加速化対策」を活用して、砂防堰堤や擁壁などの土砂災害防止施設の整備や土砂災害警戒区域等の見直しを集中的に進めたことで、効果が現れてきたが、年々その激しさを増す土砂災害から県民の生命・財産を守り、地域における安全・安心を確保するためには、引き続き土砂災害対策を強力に推進していくことが必要である。

特に、都市部の住宅地周辺に多くのがけ地を抱える本県では、未だ多くの対策が必要ながけ地が存在することから、がけの高さの要件が緩和された「まちづくり連携砂防等事業」を積極的に活用し、急傾斜地崩壊対策事業を更に加速させるとともに、土砂災害に対する警戒避難体制の整備のため、精度の向上を図りながら的確に土砂災害警戒区域等の見直しを進めていく必要がある。

こうした「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策を推進していくためには、「国土強靱化実施中期計画」に基づく十分な予算措置を含めた国の支援が不可欠である。



【海岸】

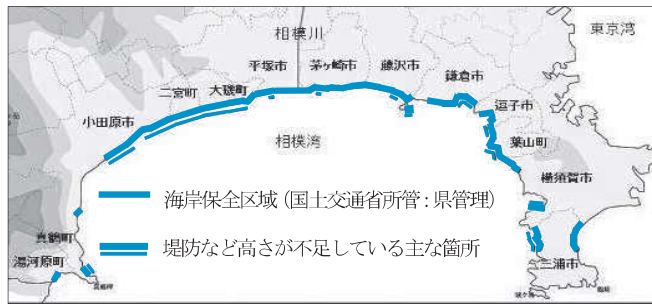
本県では、「3か年緊急対策」や「5か年加速化対策」を活用し、海岸保全基本計画に基づいた護岸の改良等を進め、過去に越波が発生した小田原海岸などを中心として事業を大幅に進捗させることができた。

しかしながら、背後地に多くの住民を抱える本県の海岸部では、越波などによる被害が甚大となることから、海面水位の上昇や台風の強大化を踏まえた護岸の改良などのハード対策に引き続き精力的に取り組んでいく必要がある。

また、最大クラスの津波・高潮に対して警戒避難体制の強化を図るため、県による津波災害警戒区域の指定及び市町におけるハザードマップの作成など、ソフト対策も併せて着実に実施することが重要である。

こうした海岸事業を推進していくためには、「国土強靱化実施中期計画」に基づく十分な予算措置を含めた国の支援が不可欠である。

海岸保全区域における要整備箇所



(R7.3 神奈川県調へ)

小田原海岸前川地区の整備状況



台風時における整備前の越波状況



護岸嵩上げによる整備状況

【下水道】

本県では、国土強靱化地域計画により、下水道施設の耐震化及びネットワーク化に重点的に取り組んでおり、国の「3か年緊急対策」及び「5か年加速化対策」により、耐震化事業を着実に進めてきた。

下水道は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全、浸水の防除など、重要な社会インフラとして役割を果たしており、大規模地震が発生した場合でも下水道機能を継続するため、下水を取り込み、処理、消毒、放流に係る主要施設の耐震化を、更に加速化させる必要がある。

また、県内市町村では、主要施設の耐震化に加えて、近年激甚化・頻発化する風水害への対応として、流域治水の考え方の下、下水道における内水浸水対策の強化が求められている。

さらに、下水道管に起因する道路陥没が全国で発生しており、特に埼玉県八潮市における事故は市民生活に大きな影響を与えた。耐用年数を迎える下水道管が急速に増大する中、DXを活用した効率的な点検方法の確立などの国の支援を得ながら、老朽化対策を円滑かつ強力に進め、耐力を向上させていかなければならない。

こうした対策の推進には、引き続き、「国土強靱化実施中期計画」に基づく十分な国の支援が不可欠である。

下水処理場における大規模地震対策

(津波の逆流対策施設による対策実施例)



下水道における内水浸水対策

(雨水排水路整備による対策実施例)



◆実現による効果

ハード・ソフトの両面から対策を推進することにより、自然災害から「県民のいのち」を守るとともに、県土の災害対応力の強化が図られる。

(神奈川県担当課：県土整備局道路管理課、河港課、砂防課、下水道課)

2 風水害対策の支援強化

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省、気象庁

- (1) 近年の風水害での対応と避難の状況を検証し、より効果的な気象・避難情報の伝達方法や、住民の避難意識を高める普及啓発を強化すること。

◆現状・課題

令和元年房総半島台風や東日本台風、令和2年7月豪雨など、数十年に1度と言われるような豪雨や台風などの異常気象が続く近年の気象状況等を鑑みると、大規模水害は毎年発生すると認識し、風水害対策を強化することが急務である。

本県では、風水害対策を加速させるため、「水害からの逃げ遅れゼロ」を目標の1つとする「神奈川県水防災戦略」を令和2年2月に策定し、また、令和5年3月にはこの間の政策環境の変化に対応するために改定したところであるが、住民の避難意識を高めるためには、今後も継続的な普及啓発が必要である。また、令和6年6月に「防災気象情報に関する検討会」が取りまとめた報告書を受け、国では5段階の警戒レベルをベースに、情報体系の整理や警戒レベル4相当の危険警報の新設、洪水関係の情報変更、気象防災速報の新設など、新たな防災気象情報の令和8年度からの運用開始に向け詳細な検討を進めているところであり、こうした情報改善について、住民の理解が進むよう、普及啓発の強化が必要である。

◆実現による効果

避難意識を高める普及啓発の強化により、住民が気象や避難情報について、正しく理解することで、適切な避難行動につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (2) 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、風水害における広域避難を進めるための規定整備が図られたことを踏まえ、国のリーダーシップによる広域避難体制の整備を進めるとともに、**地域における広域避難の検討の促進が図られるよう、実現可能な広域避難に関する分かりやすいガイドラインの策定を進めるなど、広域避難対策の更なる強化に取り組むこと。**

◆現状・課題

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、災害発生前の事前協議手続や、国の非常災害対策本部の設置など、風水害における広域避難を進めるための規定が整備されたが、地域における広域避難の検討が促進されるよう、国主導による広域避難を推進する体制や役割などを明確にするとともに、広域避難を呼びかける情報発信や、移動手段の確保、要配慮者への対応など、具体的な手順、内容などを示した、分かりやすいガイドラインを国が示すべきである。

◆実現による効果

広域避難に関する具体的なガイドラインが示されることで、各地方自治体による広域避難対策の取組の促進につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (3) 災害救助法の適用に当たって、被災市町村間の支援格差が課題になるような場合、**県内一律に適用できるようにするなど、客観的かつ弾力的な適用基準を構築すること。**

◆現状・課題

災害救助法の適用に当たっては、いわゆる4号基準による都道府県の判断による適用が可能だが、被災状況などから法適用できない市町村もあり、被災市町村間の支援格差や不均衡が生じることとなる。

◆実現による効果

客観的かつ弾力的な適用基準の構築により、被災者にとって公平感のある支援につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (4) 被災者の生活再建に向けた支援制度について、民間保険とのバランスも考慮し、現行の現物給付に加え、現金給付や用途を限定したクーポン券での給付を認めるなど、制定から70年が経過する災害救助法の見直しや既存制度の統合も含めた抜本的な検討を行い、被災の実情に応じた適切で不公平感のない救済制度を創設すること。

◆現状・課題

被災者の生活再建への支援については、複数の法制度、交付金制度など、趣旨の異なる制度が混在しているため、被災者や被災自治体にとって分かりにくく、また、救済される被災者も限定され、地方自治体によって支援に格差も生じることになる。

また、みなし応急仮設が主流となっている実態や物資の調達環境の変化などを踏まえ、現物給付を前提とした災害救助法について、現金や用途を限定したクーポン券の給付も認めるなどの抜本的な見直しが必要である。

◆実現による効果

現行制度の整理とともに、全国統一的な支援制度を構築することで被災者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

3 津波防災地域づくりに係る支援の充実強化

【提案内容】

提出先 内閣府、国土交通省

- (1) 津波災害警戒区域の指定が進むよう、財政的支援、技術的支援及び津波防災に関する普及啓発など、市町における警戒避難体制の整備に必要な各種支援を充実すること。

◆現状・課題

本県では、平成27年3月に津波浸水想定を設定、公表し、市町においても、津波ハザードマップを作成、配布するなど、県と市町が連携して津波対策を推進しているものの、警戒避難体制を一層強化するためには、津波災害警戒区域の指定を更に進めていく必要がある。

◆実現による効果

津波災害警戒区域の指定により、基準水位の設定、指定避難施設等の整備及び避難促進施設における避難確保計画の策定等の具体的な津波対策が促進され、警戒避難体制の強化につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

- (2) 津波避難施設の構造要件に係る検証について、財政的・技術的支援を拡充すること。特に、許容浸水深表による新たな簡易基準が策定されたものの、市町等が行う検証は、多額の財政負担が発生することから、検証を確実に実施できるよう財政措置を講じること。

◆現状・課題

東日本大震災では、津波により多くの建築物が被害を受けたことから、津波に対する建築物の構造耐力上の安全性確保が一層求められ、平成23年12月に、「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」（国土交通省告示第1318号）が定められた。津波避難施設全般について、通知等により上記告示に基づき構造要件を検証することが求められていることから、津波避難施設の整備を進めるためには、検証への財政的・技術的支援が必要である。

◆実現による効果

検証が進むことにより、構造要件上の安全性が確保された津波避難施設の整備が促進され、最大クラスの津波に備えた避難場所の確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

4 箱根山火山の観測体制の強化

【提案内容】

提出先 国土交通省、気象庁

箱根山火山について、県民、観光客の安全・安心の確保のため、熱赤外・可視カメラや、ひずみ計・磁力計の設置による観測・監視体制の充実強化や、既に提供されている観測データの解析等について技術的支援を行うこと。

◆現状・課題

箱根の大涌谷周辺では、平成27年4月以降、火山性地震の増加が見られ、同年6月には、小規模な水蒸気噴火が発生し、初めて噴火警戒レベルが3に引き上げられた後、噴火警戒レベルが1に引き下げられた。その後、令和元年5月に、再び噴火警戒レベルが2に引き上げられ、現在は噴火警戒レベルが1に引き下げられているものの、山体膨張や一時的な地震数増加等の火山活動が引き続き観測されている。住民のみならず、年間約2,000万人に及ぶ観光客の安全・安心を確保するためには、継続的な火山活動のモニタリングが必要である。そこで本県では、温泉地学研究所による観測体制の強化に努めているところではあるが、国においても、箱根山火山における複数の噴気地帯を監視する熱赤外・可視カメラやひずみ計・磁力計の設置による観測体制の充実強化が必要である。さらに、協定により共有されている、国が持つ地震や地殻変動などの広域的な観測データに基づく、火山活動の解析や共同研究の更なる充実強化が必要である。

◆実現による効果

本県が取り組んでいる箱根山の火山防災体制の充実により、県民や観光客の安全・安心の確保につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

5 地震観測体制の確立及び地震調査研究の充実

【提案内容】

提出先 文部科学省、国土交通省

地震観測体制の確立と更なる地震調査研究の充実を図ること。特に、南関東地域について、充実強化を図ること。また、東京湾及び相模湾における津波観測網の整備を推進すること。

◆現状・課題

地震の発生につながる異常な現象の観測・評価に基づく避難・警戒体制の確立に向け、南関東地域について、観測網及び調査研究を充実強化する必要がある。また、津波からの避難時間を確保するため、GPS波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実を図る必要がある。

◆実現による効果

南関東地域の観測網等の整備により、相模トラフ沿いで発生する大規模地震による津波から住民が避難する時間の確保など、人的・物的被害の軽減につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

6 防災におけるDXの推進

【提案内容】

提出先 内閣府、デジタル庁、消防庁、文部科学省

AIを始めとしたデジタル技術の進展が著しい中、防災における先端技術の活用は、防災体制の強化を図る上で必須の課題であることから、次のとおり、国として課題解決に向けた取組を行うこと。

- (1) 全国統一の防災情報システムの構築に向け、国は、検討状況などを積極的に情報提供するとともに、**地方自治体のシステムの現状・取組を把握しながら段階的に取り組むこと。**
- (2) また、システム構築に当たっては、都道府県間のみならず、災害対応に関係する市町村や消防、警察、自衛隊等の機関の**情報収集・共有が図れるように標準化すること。**
- (3) 都道府県や市町村では、AIを始めとしたデジタル技術を避難対策等に活用する試行的な取組が進められているが、**災害対応のためのシステムの高度化についても標準化ができるよう制作指針を示すなど、全国統一のシステム構築に努めること。**
- (4) 現在国では、マイナンバーカードと専用アプリを活用し、避難者の把握と管理を行うシステムの開発を行っているが、**デジタル技術を避難者の管理や避難所運営に活かす仕組みについて、全国標準のシステムとして統一化を図ること。**

また、地方自治体がシステムを導入する際には、整備・運用費用について財政支援措置を講じること。併せて、災害時に同システムで取り扱う被災者の個人情報について、災害関連法令における扱いを明確化すること。

◆現状・課題

A Iを始めとしたデジタル技術の進展が著しい中、国においても複数省庁で、マイナンバーカードの普及・活用に向けた取組を進めており、これら先端技術の防災分野への活用は、今後の防災体制の強化を図る上で必須となる課題である。

今後、発生が見込まれる広域的かつ大規模な災害に対応するためには、気象や被災状況等のデータとデジタル技術を活用し、災害対応業務のプロセスや災害情報収集・共有のスキームを変革し、災害対応力を強化する視点が必要である。そのためには、現在、各地方自治体が独自に取り組む、防災情報システムの整備の更なる進展や、マイナンバーカードと連携した住民の避難対策へのデジタル技術の活用、さらに、広域応援を想定した技術・システムの標準化等の促進が極めて重要である。

現状、民間のアプリケーションを含め様々なシステムが乱立しているが、システムの連携が取れていないことや各機関における情報共有に課題がある。また、県防災情報システムの構築や更新、高度化及びランニングコスト等の費用に多大な負担が生じている。加えて、防災部局にデジタル人材がおらず、デジタル技術を活用した防災対策の検討及び推進が困難である。さらに、システムで取り扱う個人情報の扱いが不明確である。

◆実現による効果

国全体の防災体制の強化の促進につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

7 福祉避難所開設に係る体制構築

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

能登半島地震における被災自治体の福祉避難所の開設状況について、国が主体となって把握し、課題について検証するとともに、検証結果を踏まえた広域的な支援体制を構築すること。

また、発災時に福祉避難所等において要配慮者支援を行う担い手の確保は急務であるため、地方自治体による担い手確保や育成に係る取組を促進するための財政支援を行うこと。

◆現状・課題

東日本大震災や熊本地震では、避難生活等が原因で亡くなる災害関連死者数の多さが問題となった。特に高齢者や障がい者などの災害時に配慮が必要な要配慮者が、適切な支援を受けられず、十分な生活環境が整備されたとはいえない避難所での長期避難生活により、心身の健康を害する事例が多くみられた。

そうしたことから、平時から、市町村において、要配慮者の避難場所として福祉避難所の確保が進められているところであるが、令和6年1月に発生した能登半島地震では、施設が被災して使用できない、支援者が確保できないなどといった理由により、福祉避難所が想定通り開

設できない状況が生じた。石川県は、福祉避難所等の2次避難所へのつなぎの施設として1.5次避難所を開設したが、移行先の2次避難所が確保できない状況が長期化し、多くの避難者が滞留していた。

同様の事態は今後の災害においても発生すると懸念されるため、能登半島地震における福祉避難所の開設等の状況把握と課題分析をしっかりと行い、都道府県をまたぐ福祉避難所の広域的な支援体制の構築など、被災地において要配慮者が適切な支援を受けられるよう、対策を講じる必要がある。

また、福祉避難所等において要配慮者支援を行う担い手の確保は急務であるため、平時から地方自治体が行う災害福祉ボランティアの育成に要する経費等に関する地域医療介護総合確保基金の補助対象メニューへの追加や補助事業の創設などの財政支援が必要である。

◆実現による効果

高齢者や障がい者などの災害時要配慮者が、安全安心して避難生活を送ることができ、災害関連死等の二次被害を防止することができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局地域福祉課)

8 国民保護体制の充実強化

【提案内容】

提出先 内閣官房、消防庁、防衛省

国際情勢が著しく悪化する中、県民等の不安を抑える適切な情報発信に努めるとともに、我が国の安全・安心に影響を与える事態に対しては、影響が最小限となるよう、訓練や資機材整備、避難体制整備等への支援の充実など、あらゆる対策を講じること。

- (1) 緊急一時避難を含めた避難施設について、国有施設を積極的に開放するとともに、鉄道事業者等の地下施設の指定が進むよう、民間団体への働きかけを強化すること。また、事故や損害発生時の責任や補償について統一的な考え方を検討し、基本指針等で明示すること。
- (2) 「避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下施設に避難する」との国の考え方及び方針について、緊急時に指定の有無にかかわらず民間を含めた施設管理者の協力が得られるよう、基本指針に明示するとともに、周知を徹底すること。
- (3) 避難の長期化も見据えた物資や資機材等の備蓄の整備、避難施設の運営方法などについて検討の上、具体的に明示すること。
- (4) シェルターの整備については令和6年3月に一定の国の考え方が示されたところだが、引き続き全国的な整備についての必要性や既存施設の改修による整備も含めた考え方を整理すること。また、具体的な整備に当たっては、財政負担や民間の理解・協力の促進等、国が主導的に進めること。

(5) Jアラートの情報収集・解析精度の更なる向上に努めるとともに、Jアラート発令時の対象エリアの住民の対応等を検証し、適切な安全確保行動に関する普及啓発を徹底すること。

◆現状・課題

北朝鮮は、世界の懸念を無視した弾道ミサイル等の発射を繰り返し、昨年は国内でJアラートが1回発令する事態となった。また、3年前から続くロシアによるウクライナ侵攻や、激化する中東情勢など、引き続き情勢の悪化に伴う我が国への影響が懸念される。このような武力攻撃事態等において国民の生命、身体及び財産を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施に向けて、国においては、万全の体制を整備する必要がある。

避難施設の指定推進には民間施設の指定が重要であるが、合意が得やすい公的施設の指定に留まりがちで、本県として指定が進んでいない現状がある。そのため、国有施設を積極的に開放するとともに、国において、国が推奨する地下街、地下駅舎などに加え、民間の堅ろう施設、地下施設などの指定を広く働きかけ、人口に対するカバー率を上げていく必要がある。

民間施設の指定に際し、施設の運営方法や、事故等で損害が発生した場合の責任、補償などへの懸念を解消していく必要がある。

緊急時に避難施設としての指定の有無にかかわらず、民間を含めた施設管理者の協力を得られるようにするためには、国が避難行動として国民保護ポータル(Q&A)で示す「避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物(できれば頑丈な建物)の中又は地下施設に避難する」との考え方及び方針を、基本指針に明示するとともに、周知を徹底する必要がある。

緊急一時避難施設を含む避難施設については、物資や資機材等の備蓄や避難が長期化した場合の運営など、国に統一的な対応の考え方を求める必要がある。

シェルターの整備について、令和6年3月に「武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)の確保に係る基本的考え方」が示され、武力攻撃災害が広範囲で長期に及ぶ可能性がある場合に避難の困難性などがある地域では、一定期間避難可能で堅ろうな避難施設としての「特定臨時避難施設」を整備するとあり、先島諸島5市町村が対象となっているが、引き続き、全国的な整備についての必要性や既存施設の改修による整備も含めた考え方を整理する必要がある。また具体的な整備に当たっては、財政負担や民間の理解・協力の促進等、国が主導的に進めていく必要がある。

令和4年10月のJアラート発令時には誤って東京都島しょ部にも発令され、令和5年4月の発令時は、落下の可能性なしと訂正されるなど、国民に混乱が生じたことを踏まえ、Jアラートの情報収集・解析精度の更なる向上に努める必要がある。併せて、Jアラート発令時に、対象地域の住民が避難行動をとっていない状況が報じられる中、発令時の避難行動を検証し、適切な避難行動に関する普及啓発につなげる必要がある。

◆実現による効果

国民保護のための措置の的確かつ迅速な実施に向けての万全の体制を整備することができる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

9 災害時の死者に関する氏名等公表の方針整備

【提案内容】

提出先 内閣府

災害時の死者や行方不明者の氏名等公表についても、安否不明者と同様に国の方針を示すこと。

◆現状・課題

災害時における安否不明者の氏名等の公表については、各地方自治体において、それぞれの個人情報保護条例を踏まえつつ、全国知事会において作成された「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」も参考としながら、災害の状況や被災者の事情等に応じて判断されているところである。

そのような中、令和3年度の個人情報保護法の改正（令和5年4月1日施行）により、地方自治体の個人情報保護制度を取り巻く環境が変化する中、デジタル庁の「デジタル・防災技術ワーキンググループ」において、防災分野における個人情報の取扱いに関する指針について、提言がなされたところである。

これをきっかけに、令和4年3月から内閣府防災が主催の「防災分野における個人情報に関する検討会」が開催され、個人情報保護法及び災害対策基本法等の適切な運用等により、個人情報の適正な取扱いを図り、人の生命、身体又は財産の保護を最大限図るという前提に基づき、令和5年3月に「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が示された。

この指針では、個人情報保護法第2条第1項に「『個人情報』とは、生存する個人に関する情報」と規定されている点から、死者の情報については取り扱わないとしている。死者の情報も速やかに公開すべきという意見がある一方で、遺族等に配慮し公開を慎重にすべきという意見もあり、各都道府県の対応が分かれている状況を鑑みると、災害時における死者や行方不明者の氏名等の公表についても、安否不明者と同様に方針を示す必要がある。

なお、日本新聞協会でも、安否不明者の情報について国の指針を評価する一方で、死者の情報について「人的被害についても報道機関に対して迅速・詳細な情報提供が行われるよう、さらに取り組みを進めるよう求める」との意見書を国に提出している。

◆実現による効果

国が方針を示すことによって、災害時の統一的な対応が期待できる。

（神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課）

10 防災ヘリコプターの導入に向けた財政支援

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省

防災ヘリコプターの導入・運航・維持管理等に対する財政支援を拡充すること。

◆現状・課題

令和6年能登半島地震では、陸路が制限され、被災情報の把握が困難となり、災害応急活動が難航する中、ヘリコプターの活用は、概括的な被害状況の迅速な把握をはじめ、救出・救助活動や物資搬送などに効果を発揮し、その有効性が改めて強く認識されたところである。

本県は、防災ヘリコプターを保有せず、遭難事故や災害時の対応を他機関保有ヘリに依頼する体制としているが、切迫性が指摘される首都直下地震など、大規模災害への対応として、県が防災ヘリコプターを保有し、主導的かつ機動的に運用できる体制の確保が急務である。

一方、防災ヘリの導入には、駐機場所や操縦士、救助要員の確保など課題も多く、特に、機体の導入や運用に係る多額の費用負担は自治体にとって極めて大きな負担となっている。

そのため、機体の導入に係る国の財政支援を拡充し、運用形態にかかわらず対象とするほか、その活動の広域性から、近年頻発する全国各地での災害への応援活動に寄与することができることから、運用費用を含め、支援対象と支援水準の更なる拡充が必要である。

◆実現による効果

都道府県による防災ヘリコプターの導入促進が見込まれ、大規模災害等の応急体制の大幅な拡充が図れるほか、その活動の広域性から、近年頻発する全国各地での災害への応援活動に寄与することができる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)

11 富士山火山対策

【提案内容】

提出先 内閣府

富士山噴火に伴う降灰に対する実効性のある対策を国が主導して講じること。

◆現状・課題

富士山火山が大規模噴火を起こすと、膨大な量の火山灰が広範囲に散らばり、本県を含む首都圏の交通機関やライフラインなどは大きな影響を受けることとなる。

そのため、避難方法や火山灰の除灰方法、仮置き場の設置、処分方法などについて、広域的な観点から実効性を伴う具体的な対策を検討し、講じておくことが重要である。

そうした中、国は、令和6年度末に「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」を取りまとめ、具体的な検討を進めるに当たっての考え方や留意点を示したが、富士山火山の降灰への対処は、宝永噴火を想定した場合の噴出量が約17億 m^3 となり、そのうち、道路・鉄道・建物用地・農地などに堆積する必要除灰量は、年間の建設発生土（4.5億 m^3 /平成7年）を上回る4.9億 m^3 と想定されている。避難も交通インフラが麻痺する中で行政区域を越えた広域にわたる可能性があるため、自治体だけの対応には限界があり、技術面、財政面から国の司令塔としての役割が期待される。

そこで、富士山火山の噴火に伴う降灰に対して、住民の避難や灰の除灰、仮置き場の設置から最終処分に至る一連の具体的な対策を、国が、自治体や関係機関と連携し、主導的に講じる必要がある。

◆実現による効果

国が富士山火山の降灰対策を主導することで、広域的に統一された対策が講じられ、万一の富士山の噴火に備えた対策の強化と県民の安全・安心につながる。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課)